

平成27年3月

各位

八王子市財務部契約課

### 契約約款の改正について

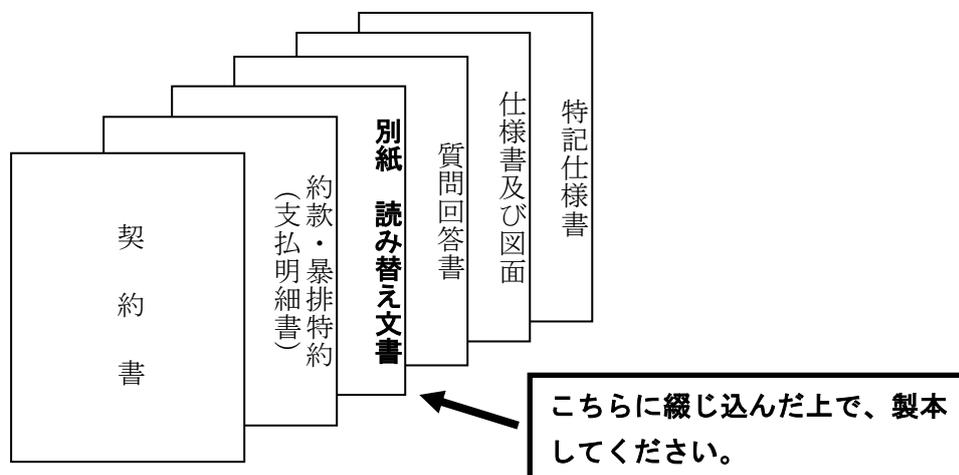
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、別紙のとおり契約約款を改正し、平成27年4月1日から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、独占禁止法の改正内容については、公正取引委員会のホームページをご覧ください。

公正取引委員会ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/h25kaisei/index.html>

### ◆契約書への綴り込みについて◆



私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 44 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。) <b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令) <b>が確定したとき。</b></p> <p><b>(2)</b> 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人) <b>が</b>刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</p> <p><b>(3)</b> 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人) <b>が</b>談合の事実があつたと認めたとき。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 44 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。) <b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令) <b>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき(同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)</b></p> <p><b>(2) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして行つた審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</b></p> <p><b>(3)</b> 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人) <b>が</b>刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</p> <p><b>(4)</b> 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人) <b>が</b>談合の事実があつたと認めたとき。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 48 条 受注者は、第 44 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、<b>第 44 条の 2 第 1 項第 2 号のうち、受注者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した</b>場合は、この限りではない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 48 条 受注者は、第 44 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる</b>場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 第 44 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合</p> <p>(2) 第 44 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、受注者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</b></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 13 条 乙は、<b>前条第 1 項各号</b>のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。修繕が完了した後も同様とする。ただし、<b>前条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した</b>場合は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 13 条 乙は、<b>第 12 条の 2 第 1 項各号</b>のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。修繕が完了した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる</b>場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</p> <p>(2) 第 12 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 35 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 35 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 40 条 乙は、第 35 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、<b>第 35 条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りではない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 40 条 乙は、第 35 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる</b>場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 第 35 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</p> <p>(2) 第 35 条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 15 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 15 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 19 条 乙は、第 15 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>第 15 条の 2 第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 19 条 乙は、第 15 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる場合は</b>、この限りでない。</p> <p><b>(1) 第 15 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</b></p> <p><b>(2) 第 15 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 13 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<u>第 49 条</u>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<u>第 62 条第 1 項</u>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><u>(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><u>(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 13 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<u>第 49 条第 1 項</u>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<u>第 50 条第 1 項</u>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><u>(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><u>(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 17 条 乙は、第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>第 13 条の 2 第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 17 条 乙は、第 13 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第 13 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</u></p> <p><u>(2) 第 13 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</u></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 18 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 18 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 22 条 乙は、第 18 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>第 18 条の 2 第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 22 条 乙は、第 18 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる場合は、この限りでない。</b></p> <p><b>(1) 第 18 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</b></p> <p><b>(2) 第 18 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 16 条 乙は、第 12 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>第 12 条の 2 第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 16 条 乙は、第 12 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる場合は、この限りでない。</b></p> <p><b>(1) 第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</b></p> <p><b>(2) 第 12 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 9 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合に<b>あつては</b>、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<b>が確定したとき。</b></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<b>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</b></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 9 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合に<b>あつては</b>、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<b>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</b></p> <p><b>(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</b></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<b>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</b></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 10 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>前条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、</b>この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 10 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる場合は</b>この限りでない。</p> <p><b>(1) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。</b></p> <p><b>(2) 前条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合。</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 14 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 14 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 15 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>前条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、</u>この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 15 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>次に掲げる場合は</u>この限りでない。</p> <p><b>(1)</b> <u>前条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>前条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合。</u></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>第 6 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<u>第 49 条</u>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<u>第 62 条第 1 項</u>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><u>(2)</u> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の</u>刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</p> <p><u>(3)</u> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が</u>談合の事実があつたと認めたとき。</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>第 6 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<u>第 49 条第 1 項</u>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<u>第 50 条第 1 項</u>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><u>(3)</u> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が</u>刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</p> <p><u>(4)</u> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が</u>談合の事実があつたと認めたとき。</p> <p>2 （略）</p>
<p>第 8 条 乙は、第 6 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>第 6 条の 2 第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</u>は、この限りでない。</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	<p>第 8 条 乙は、第 6 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>次に掲げる</u>場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 第 6 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</u></p> <p><u>(2) 第 6 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</u></p> <p>2 （略）</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 11 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 11 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 13 条 乙は、第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の<b>10 分の 1</b>に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>第 11 条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 13 条 乙は、第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の<b>100 分の 10</b>に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる</b>場合は、この限りでない。</p> <p><b>(1) 第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。</b></p> <p><b>(2) 第 11 条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合。</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<u>第 49 条</u>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<u>第 62 条第 1 項</u>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><u>(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><u>(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<u>第 49 条第 1 項</u>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<u>第 50 条第 1 項</u>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く）。</u></p> <p><u>(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><u>(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><u>(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 14 条 乙は、第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>第 12 条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 14 条 乙は、第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<u>次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。</u></p> <p><u>(2) 第 12 条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合。</u></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 12 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 13 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の<b>10 分の 1</b>に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>前条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した</b>場合は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 13 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の<b>100 分の 10</b>に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる</b>場合は、この限りでない。</p> <p><b>(1)</b> <u>前条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</u></p> <p><b>(2)</b> <u>前条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</u></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 19 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 19 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 25 条 乙は、第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>第 19 条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 25 条 乙は、第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる場合は、この限りでない。</b></p> <p><b>(1) 第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</b></p> <p><b>(2) 第 19 条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 21 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 21 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 27 条 乙は、第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>第 21 条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 27 条 乙は、第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる場合は、この限りでない。</b></p> <p><b>(1) 第 21 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</b></p> <p><b>(2) 第 21 条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 20 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 20 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 26 条 乙は、第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>第 20 条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b>は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 26 条 乙は、第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる場合は、この限りでない。</b></p> <p><b>(1) 第 20 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</b></p> <p><b>(2) 第 20 条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b></p> <p>2 (略)</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の  
一部改正に伴う契約書約款の読み替えについて

平成 27 年 4 月 1 日付で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）が施行されることに伴い、既に締結している契約の約款条項について、以下の対照表のとおり読み替えるものとします。

なお、この文書では、読み替えの必要な部分のみ記載しています。

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 8 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 62 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>が確定したとき。</u></p> <p><b>(2)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第 8 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）<b>第 49 条第 1 項</b>に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法<b>第 50 条第 1 項</b>に規定する納付命令）<u>又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。</u></p> <p><b>(2)</b> <u>乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><b>(3)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p><b>(4)</b> 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）<u>が談合の事実があったと認めたとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(賠償の予定)</p> <p>第 9 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>前条第 1 項第 2 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した</b>場合は、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(賠償の予定)</p> <p>第 9 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、<b>次に掲げる</b>場合は、この限りでない。</p> <p><b>(1) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合</b></p> <p><b>(2) 前条第 1 項第 3 号のうち、乙の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合</b></p> <p>2 (略)</p>